

質問回答書

沖縄県総務部管財課長
(公印省略)

令和6年7月10日付けで公告した県有施設照明LED化業務（R6）その1，その2に対する質問について、下記のとおり回答します。

業務名：県有施設照明LED化業務(R6)その1，その2

回答日	No.	質問	資料名及びページ番号	回答
7/17	1	対象施設が業務その1は11施設、業務その2は8施設ありますが、各業務でその全ての施設の施工をする必要がありますか。もしくは各業務に対して対象施設一覧の中から1施設を選択し、提案する事になりますか。	公告 (募集要領) P. 1 P. 5	各業務ごと、全ての施設の施工をすることになります。 (業務その1は11施設、業務その2は8施設)
"	2	見積限度額は各業務の全対象施設の合計見積限度額でしょうか。	公告 (募集要領) P. 1	お見込みのとおりです。 なお、契約候補者となり、詳細調査後の確定見積額が、見積限度額を超える場合は、施設数の減等により調整し、見積限度額の範囲内で契約を行います。
"	3	3. 業務概要 (5) LED化による省エネ効果試算について。 施工後に省エネ効果を検証するための測定、結果報告の必要はありますか。 事業提案書でのLED化による省エネ効果の試算のみで良いでしょうか。	公告 (募集要領) P. 1	施工後の省エネ効果検証は不要です。 事業提案時及び詳細調査後全ての機器選定をした際に、省エネ効果の試算を行ってもらいます。

業務名 : 県有施設照明LED化業務(R6)その1, その2

回答日	No.	質問	資料名及びページ番号	回答
7/17	4	<p>業務仕様書P2 2業務内容 (1) LED 交換作業 (才)管球交換の場合の施工について 『(一社) 日本照明工業会ガイド301_2 注意事項_d)に準拠し、安全性確保に努めること』とありますが下記のa, b, cについても準拠は必要でしょうか。</p> <p>(ガイド301注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・a) 蛍光灯器具内の電気部品（ソケット、端子台、配線など）は、仕様、劣化状態を確認の上、必要に応じて交換する。変色や亀裂などの明らかな劣化が認められる場合は、交換しなければならない。 <p>注記 2 蛍光灯器具のソケットは、ピン間に商用電源電圧を印加するには絶縁距離が不十分な仕の場合がある。 仕様を確認できない場合には、絶縁距離が十分なものに交換することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・b) 蛍光灯器具内の安定器は、将来的な保守作業の際に蛍光灯器具と誤認されることを防止するため、取り外す。 ・c) LED 光源を使用者によって容易に脱着できないよう改造工事の一環として対策する。“容易に着脱できない”には、工具を使用しなければ交換できない構造を含む 	仕様書 P. 2	<p>以下のとおり、7/17付け質問回答書の内容を訂正します。</p> <p>訂正前) （一社）日本照明工業会ガイド301_2_注意事項_a)について、仕様書P2、16行目に記載の内容を求めています。 b)、c)について、準拠することは求めません。</p> <p>訂正後) （一社）日本照明工業会ガイド301_2_注意事項_a)とd)について、準拠を求めるます。 b)、c)について、準拠することは求めません。</p>
"	5	今回はプロポーザル方式の募集ですが、契約形態の詳細をご教示いただけますでしょうか。	—	<p>公告（募集要領）P. 8 第6契約の締結の記載しています。 詳細については、契約候補者と協議します。</p>
"	6	契約締結が10月下旬で業務完了が今年度中（令和7年3月31日）となっており、スケジュールがタイトですが、施工期間の延長などの調整は可能でしょうか。	公告 (募集要領) 別表3	現在のところ考えておりません。
"	7	各業務の見積限度額ですが、上限価格となりますでしょうか。 可能であれば、見積限度額の試算方法についてご教示いただく事は可能でしょうか。	公告 (募集要領) P. 1	<p>各業務の上限額となります。（No. 2回答参考） 見積限度額の試算としては、数量調査業務により概算額を試算したものです。</p>
"	8	見積限度額が設定されている業務ですが、施工役割を担う者の資格としては沖縄県建設工事入札参加資格者名簿において電気工事業に登録されているのが条件で等級は問題ないでしょうか。 また配置技術者等の資格要件が定められておりませんが、適正な業務責任者は応募者の判断で配置してよいでしょうか。	公告 (募集要領) P. 2	<p>応募者要件として、沖縄県建設工事入札参加資格者名簿において電気工事業に登録されていれば、等級は問いません。 建設業法の規定等に基づき、適正な業務責任者を配置してください。</p>
"	9	事業役割を担う者のLED更新業務の契約実績とあるが、工事規模の大小は問わないのでしょうか。本工事の契約実績は電気工事の実績となるのでしょうか。	公告 (募集要領) P. 2	<p>応募者要件として、工事規模の大小は問いません。 また、LED更新業務の実績は、契約形態（工事、委託業務、リース等）は問いません。</p>

業務名 : 県有施設照明LED化業務(R6)その1, その2

回答日	No.	質問	資料名及びページ番号	回答
7/17	10	提出書類の中に電気・CO2削減効果試算表がございますが、省エネ保証等は求めないのでしょうか。	公告 (募集要領) P. 6	省エネ保証は求めません。
7/22	11	第2応募要件、2、応募者の役割 例えば、事業役割の業者が施工の一部を担うなど応募者の役割(1)(2)(3)(4)を複数担うことは可能でしょうか?	公告 (募集要領) P. 2	可能です。
"	12	別表3において、全体スケジュールが示されていますが、現実的にかなり厳しい日程となっております。契約決定までに時間がかかる等、仮に工期末に間に合わない場合は延長が可能でしょうか	公告 (募集要領) 別表3	回答No. 6のとおり
"	13	公募型プロポーザル方式業務提案募集公告の第1の5. 見積限度額(1)(2)に於いて提示されている金額は、業務提案時の上限額か、あるいは契約締結のための確定見積の上限額のいずれと考えればよろしいでしょうか	公告 (募集要領) P. 1	確定見積の上限額となります。 (回答No. 2のとおり)
"	14	同公告第2の1. 応募要件にグループでの応募が可能とありますが、形態からすると甲型ではなく乙型JVと考えてよろしいでしょうか。	公告 (募集要領) P. 2	グループの構成員間で、施工の方式や形態を決めていただいて構いません。
"	15	各施設の施工において工期が短期のため、夜間に一斉に取替を行うなど作業時間や作業方法について作業者の要望にご対応いただく事は可能でしょうか。各施設の作業可能時間を考慮し、施設毎に相談、調整が必要となりますでしょうか。	公告 (募集要領) 別表3 別紙2	業務提案時のスケジュールは、別紙1, 2に示した作業不可時間を基に作成してください。 建設業の時間外労働上限基準に配慮し、平日日中の作業を各施設に求めたところです。 契約候補者に選定された後、各施設と調整し夜間作業等が可能となる場合があります。
"	16	各施設内に資材置き場、撤去品置き場を確保していただく事は可能でしょうか。	-	資材置き場、撤去品置き場は県有施設内に可能な限り確保することを想定していますが、別途事業者で確保が必要となる可能性もあります。
"	17	県有施設照明LED化業務(R6)その2の業務について 照明器具の取替(LED化)工事によるLED照明器具の調達、設置と既存照明器具の撤去、運搬・廃棄の作業のみと考えてよろしいでしょうか。 配線の改修など本工事に付随する他の業務があればご教示いただけますでしょうか。	公告 (募集要領) P. 1	本業務の照明器具ごとの交換作業については、基本的にLED照明器具の選定、調達、設置、既存器具の撤去、運搬、処分、撤去後に穴が生じる場合は穴埋め、既存器具跡が目立つ場合の処理などを想定していますが、提案によっては調光用の配線作業なども考えられます。 また、作業前に絶縁不良が確認された回路については、不良原因を特定し対応することとしています(仕様書_2_(1)_ウ_(ウ))。 当初契約時に見込めなかった交換作業については、別途協議の対象とします。

業務名 : 県有施設照明LED化業務(R6)その1, その2

回答日	No.	質問	資料名及び ページ 番号	回答
7/22	18	第1 公募型プロポーザルに付する事項 4. 履行期間 ・契約締結が令和6年10月下旬まで、履行期限が令和7年3月31日となっています。年末年始の休暇や離島・遠隔地を含むことを考慮すると履行期間がかなり厳しいと感じます。適正な工期設定となっているでしょうか。	公告 (募集要領) P. 1	応募者でグループ構成等を工夫することにより、工期内での業務完了を行っていただこうよお願いします。 (回答No. 6のとおり)
"	19	第2 応募要件 1. プロポーザル方式参加要件 (5) ①事業役割を担う者の過年度実績について、過年度の他業務で「施工役割」を担当した者も、本業務の「事業役割」を担う者として参加可能でしょうか。 ②事業役割を担う者は、沖縄県内に本店がなくても参加可能でしょうか。	公告 (募集要領) P. 2	① 参加可能です。 (回答No. 9のとおり) ② 参加可能です。
"	20	第2 応募要件 1. プロポーザル方式参加要件 (6) ①施工役割を担う者のうち1社は、沖縄県建設工事入札参加資格者名簿において電気工事業に登録されている者とあります が等級は問わないのでしょうか ②上記1社以外は入札参加資格者名簿のいずれかの業種の登録があればよいのでしょうか。(電気工事業の登録不要)	公告 (募集要領) P. 2	① 回答No. 8のとおり ② 1社以外は、沖縄県建設工事入札参加資格者名簿のいずれの業種にも登録されていません。
"	21	第2 応募要件 1. プロポーザル方式参加要件 (7) ・「本業務に係る適正な業務責任者の配置ができること」とありますが、具体的に資格要件をご教示願います。品質・安全など適切な履行のためには、資格要件が必要ではないでしょうか。	公告 (募集要領) P. 2	応募者において、品質・安全の管理に必要な資格者を配置してください。 別表1_評価基準_施工体制にて評価対象となります。 また、建設業法に基づく技術者の配置は適正に行ってください(回答No. 8のとおり)。
"	22	第3 参加手続き 5. 事業提案書等の提出 (5) 提出書類 エ参考見積書 ・②の「大気汚染防止法に基づく事前調査を必要とする照明箇所数を明らかにすること」とありますが、現地調査が未実施の業務提案時に箇所数を把握することは困難ではないでしょうか。	公告 (募集要領) P. 6	業務提案時において、既存照明器具の公共型番又は埋込寸法が判明している場合は、交換作業がアスベスト事前調査が必要となるか否かを判断し、箇所数を把握してください。 公共型番又は埋込寸法が無い場合は、個所数を把握しないものとします。
"	23	第3 参加手続き 5. 事業提案書等の提出 (5) 提出書類 カ ・電気・CO2削減効果試算を求めておりますが、省エネ保証等は求めるのでしょうか。	公告 (募集要領) P. 6	回答No. 10のとおり。

業務名 : 県有施設照明LED化業務(R6)その1, その2

回答日	No.	質問	資料名及びページ番号	回答
7/22	24	第6 契約の締結 1. ○業務提案時見積対象施設で提示した見積単価を用いて、見積上限額の範囲内でLED化実施数量を確定すると理解してよろしいでしょうか。	公告 (募集要領) P. 8	お見込みのとおりです。 (回答No. 2のとおり)
"	25	第6 契約の締結 3. ○契約候補者と協議が整わない場合、現地調査を含む契約までの費用を契約者負担となっていますが、契約候補者は協議の時点で既に現地調査に多額の費用を費やしております。現地調査の費用については、発注者の負担が必要ではないでしょうか。	公告 (募集要領) P. 8	契約協議が整わない場合は、契約候補者へ支払い等はいたしかねます。
"	26	第6 契約の締結 3. ○契約候補者と協議が整わない場合、次点候補者と詳細協議を行うとありますが、次点候補者が現地調査から実施する場合、履行期限内の業務完了は困難と思われますが、どの様な対応になるのでしょうか。	公告 (募集要領) P. 8	次点候補者と協議します。
"	27	施工段階 用地の確保 資材置き場の確保 ○作業箇所が県有施設内に限定されるため、施設所有者の協力が不可欠であることから、両者でリスク分担すべきではないでしょうか。	公告 (募集要領) 別表 2	資材置き場等としては、県有施設内のスペースを可能な限り提供することを想定しておりますが、別途資材置き場等が必要となった場合は、事業者の負担で設置してください。
"	28	第4 契約候補者の選定 1. 審査方法(4) ・「応募者が1社であった場合も審査を行う」とありますが、P2の応募要件に応募者は、同時に業務その1、その2の両方の契約候補者にはなれない旨の規定があります。1社のみが2業務に応募した場合は、どちらかの業務は不調・不落になるのでしょうか。	公告 (募集要領) P. 2 P. 7	参加意思表明書により、二つの業務に同一の1者のみの応募しかないと判明した場合、当該応募者と業務遂行が可能かどうか協議のうえ、プロポーザル審査を行います。

回答日	No.	質問	資料名及びページ番号	回答
7/22	29	保証段階 本設備の損傷・不具合 ①既存器具本体に起因する第三者への損害賠償(PL法)については、既存器具の管理者は沖縄県(発注者)であり、発注者のリスク分担とするべきではないでしょうか。 ②PL法を根拠とする「既存器具本体に起因する第三者への損害賠償」リスクはどのような事象を想定されているのでしょうか。(管球交換等既存器具(製品)に加工・改造するとメーカーの保証の対象外となります)	公告 (募集要領) 別表2	①別表2_リスク分担表_保証段階_4行目を下記のとおり訂正します。 訂正前) <u>既存</u> 器具本体に起因する第三者への損害賠償(PL法) 訂正後) <u>設置</u> 器具本体に起因する第三者への損害賠償(PL法) ②製造物責任法(通称PL法)は、下記のとおりです。 (目的) 第一条 この法律は、 <u>製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合</u> における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
"	30	2 業務内容 (1)LED交換作業 ア使用資材要件(エ) ・直管型蛍光灯の管球交換に用いる直管型LEDランプは、「グリーン購入法」の対象外の製品ですが、「基準値1」の適用は適切でしょうか。	仕様書 P.2	直管型LEDランプを使用する場合も、同等の環境性能を求めるものです。
"	31	2 業務内容 (1)LED交換作業 ア使用資材要件(オ) ①(一社)日本照明工業会規格JLMA301に適合する製品の施工時の注意事項として、ガイド301を発行しています。今回、注意事項a)~d)のうち、d)のみを準拠する仕様とした根拠をご教授ください。 ②当該仕様書に記載の「安定器バイパス作業」とは、ガイド301等一般に公表された資料に規定された作業でしょうか。	仕様書 P.2	①回答No.4のとおり。 また、b), c)については、蛍光灯誤装着、LEDランプの誤選択を防ぐ目的でありますが、d)により目的を果たせると判断しています。 ②ガイド301等に記載が無い場合は、使用する直管型LEDランプ(JLMA301の適合品)の各メーカー作業手順書に従って安定器バイパス作業を行ってください。(仕様書_2_(1)_イ_(ア))
"	32	2 業務内容 (1)LED交換作業 イ作業要領(エ)(ソ) ・電気用品安全法第十条に規程する表示(PSEマーク)が付されていない直管型LEDランプ交換作業は、電気工事士は行えないと理解しています。交換作業は電気工事士以外の作業員が行うことになるのでしょうか。	仕様書 P.2	本業務では、交換作業(器具交換作業及び管球交換に伴う安定器バイパス作業)は電気工事士の資格者が行うこと及び電気用品安全法を遵守することを求めています。 事業者において電気用品安全法及び電気工事士法をご確認のうえ、本業務へ応募してください。